

令和4年度

事業計画書



社会福祉法人

安代会

Social Welfare Corporation Ashirokai

はじめに

令和4年4月より、明治9年から続いていた民法の成人年齢が18歳に引き下げられる。このことにより、18歳以上は親権に服さず、契約行為等も可能となり、社会全体の考え方やあり方が変容する。また、改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の義務化、育児・介護休業法の改正は社会福祉法人安代会においても具体的な体制が必要となってくる。加えて厚生労働省は社会福祉法人等を対象とした新たな法人制度、「社会福祉連携推進法人」を始める。この制度は地域の社会福祉にかかる業務の連携推進、質の高いサービスの提供、社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設された制度である。その制度創設の背景として、今後社会福祉法人であっても人口構造の急速な変化から業績不振による合理化が必要となり、その結果、法人の合併消滅や解散が増えると予想され、合併や消滅前に各法人が連携し経営基盤を強固にする制度である。盛岡北部行政事務組合構成3市町の人口の推移は減少し、人口減少に歯止めが掛からない状況を鑑みると、安代会も具体的に考えていかなければならない。

社会福祉法人安代会中長期計画(2019年度～2023年度)の4年目を迎え、目標達成のため、諸制度の動向や介護保険第8期計画と合わせながら事業を進める年度である。令和4年度は新たに導入されたL I F E（科学的介護情報システム）を活用し、科学的視点を加えた介護サービスを深化させる年度でもある。従来の介護サービスは利用者の意向を踏まえ、介護者の経験値や理論がサービス提供の根幹となっていたが、集積された根拠（エビデンス）を基にP D C Aサイクルを促進することによって質の高いサービスが提供できるようになる。

社会福祉法第24条第2項「地域における広域的な取組み」とあり、地域の実情に応じた取組が社会福祉法人の使命として謳われている。そこで安代会では令和3年度より、「不良な生活環境を解消するための支援に関する実施要綱」を定め、可燃ゴミ等が堆積し、本人たちの自助だけでは解決しない家庭を訪問し、行政と共同で可燃ゴミ等を撤去するなどして、生活基盤づくりの支援を行った。その後、介護保険サービスや障がいの行政サービス等で生活環境を整えた事例となり、今後も社会福祉法人として地域で暮らすための支援を考え続けていかなければならない。

いつ終息するか分からないコロナ禍において、感染症対策をはじめ自然災害時の対策等も進め、また、地域ニーズに沿ったサービスを提供し、着実に実行していく「力」を養う社会福祉法人を目指す。

目次

第1章 法人のC Iと理念

I	基本理念	3
	VISION	4
	VALUE	4
	ACTION	5
II	令和4年度重点目標	6

第2章 法人の事業計画

I	法人事業の推進	6
II	法人会議計画	9
III	職員研修計画	10
IV	法人委員会計画	11
V	施設整備等計画	13
VI	設備、車両点検計画	13

第3章 サービス部門の事業計画

I	特別養護老人ホームりんどう苑	13
II	りんどう苑デイサービスセンター	19
III	安代会居宅介護支援事業所	20
IV	ふれあいセンター安代デイサービスセンター	21
V	ふれあいセンター安代訪問介護事業所	23
VI	グループホームやがみ	23

第4章 受託部門の事業計画

I	りんどう苑在宅介護支援センター	25
II	ふれあいセンター安代高齢者生活支援ハウス	25

社会福祉法人安代会 CI コーポレートアイデンティティ

MISSION

理念

「一生も、一瞬も。」

人は尊く、儂い人生を歩んでいます。

歩み続けた人生には、かけがえのない記憶や思い出が詰まっていて、
私たちはそれに寄り添うことを許される存在です。

寄り添うという言葉は簡単に聞こえるかもしれませんが、
決してそうではなく、視野を広げ、心を重ねるケアが必要です。

そのためには、その人を知り、共に暮らし、
想いをカタチにすることが大切なことだと思います。

「一瞬」の喜びや悲しみも共感すること、「一生涯」この郷土で暮らす価値を
提供するということが私たちの根幹に存在しています。

高齢社会を迎える日本、私たちはより一層社会の期待を背負っています。
歩みを止めず今日より明日、明日より未来が輝く社会づくりを実現する

一歩先行く社会福祉法人を目指します。

VISION

ビジョン

私たちは最善のケアをもって、
関わる全ての人々が安心な生活を送れる社会を作ります。

VALUE

価値観

一人一人のらしさ、その人らしい生活を続けられる環境を作ります。

寄り添うことを大切に、心が通うコミュニケーションで対応します。

八幡平市に「働きたくなる会社」「働く喜び」を感じられる企業としてあり続けます。

介護業界の誇り、素晴らしさを体現し、業界の価値を高めることに貢献します。

ACTION

行動指針

I

相手軸

相手の立場になって考え、行動する。

II

尊厳

尊重の姿勢、敬う心を大切にする。

III

チームワーク

助け合いの姿勢と行動。

IV

責任感

業務を完遂させ、責任を持つ。

V

表情

笑顔で接し、笑顔を引き出す。

VI

原点

初心を忘れず、常に向上心。

VII

対話

丁寧なコミュニケーション。

II 令和4年度重点目標

(1) サービスの質の向上

L I F Eのデータベースを用いたP D C Aサイクルを進め、科学的視点を加えた介護サービスを深化させる。

(2) 普遍化するニーズへの対応

利用者が抱える様々な課題やニーズに対応出来るよう、法人の取組や事業所としての柔軟な発想を用い、地域で継続して暮らせるよう支援する。

(3) 事業継続計画（BCP）の策定やハラスメント等の対策

自然災害や緊急事態、感染症等のリスクに対する備えの策定に向けて、検討と立案を進めていく。また、ハラスメント防止措置が義務化されることに伴い、防止啓発や対策を進める。

— 第 2 章 法人の事業計画 —

I 法人事業の推進

人権の尊重

- (ア) 尊重する姿勢や敬う心の向上を図るため倫理規程、ルールブックに基づく職員教育を年度当初に実施する
- (イ) 利用者の権利擁護や権利侵害について理解を深めるため、サービスや自己の支援について振り返る機会を設ける
- (ウ) 身体拘束は「切迫性」「非代替性」「一時性」により慎重に判断することで実質「ゼロ」を目指す
- (エ) 権利擁護並びに虐待防止を推進するため、指針及びマニュアル等を活用していく。

サービスの質の向上

- (ア) 提供する福祉サービスについて年1回自己評価する
- (イ) 利用者、家族の満足度調査を年1回実施し、その結果をもとに改善計画を次年度の事業計画に反映させる
- (ウ) 福祉サービス第三者評価の受審結果やL I F Eで集積されたエビデンスを活用し、サービスの質の向上を図る

地域との関係の継続

- (ア) 感染状況を踏まえつつ、地域に根づく行事や伝統芸能、小中学校等の教育機関、保育所等との行事には積極的に参加できるよう支援する
- (イ) 感染状況を踏まえつつ、八幡平市介護支援ポイントモデル事業をはじめとする、慰問等のボランティア支援を活用していく

生活環境・利用環境の向上

- (ア) 利用者のプライバシーが確保されるよう年1回研修会を開催する
- (イ) 利用者の意向やこれまでの生活の趣が継続できるよう、愛用品等の持ち込み等を提案し、居室の環境に配慮する
- (ウ) 防災計画に基づき年2回の防災訓練及び定期的な防災設備の点検を行い、利用者の安全安心を担保する。また、感染症を含めたBCP（事業継続計画）策定を進める

地域における公益的な取り組みの推進

- (ア) 「ドライブサロン」を継続すると共に、対象地域以外のニーズも把握していく。適切な利用回数とエリアを検討していく
- (イ) 生活困窮者支援のため「IWATE あんしんサポート」を迅速に実施できるよう、手順等の研修を進める
- (ウ) 不良な生活環境等に対し、法人と行政及び地域の方々と共同で支援していく

信頼と協力を得るための情報発信

- (ア) 事業計画、事業報告、提供するサービス内容を広報誌、ホームページを通じて情報発信を行う
- (イ) SNSの普及を踏まえ、職員や関係者に対し適切な情報管理に関することについて研修会を通じて教育を行う
- (ウ) サービス提供等に関する必要な記録を整備するとともに、適正な管理のため文書教育等を行う
- (エ) サービスに関する苦情・相談、第三者評価結果並びに法人情報についてホームページを通じて公表する

トータルな人材マネジメントの推進

- (ア) 良好な職場環境に努めるため、ルールブックの浸透と必要に応じて改善を図る
- (イ) 仕事の生産性と情報共有を高めるため、介護記録システム、サイボウズやメール等を活用し業務の効率化を図る

人材の確保に向けた取り組みの強化

- (ア) ホームページリクルートサイトを活用し、積極的な情報発信から法人の確かな魅力を伝え、人材確保に努める
- (イ) 小中学校への福祉教育を行うため「福祉の仕事講座」を中心に啓発を図る

人材の定着に向けた取り組みの強化

- (ア) ワークライフバランスに配慮するため、常勤職員の有給休暇取得数平均 10 日以上を目指す
- (イ) 施設長、上司との面談を年 2 回実施し、コミュニケーションを取りながら業務を進める組織風土を推進する
- (ウ) 採用 3 年未満、特に 1 年未満の職員についてフォローアップを意図的に行い定着につなげる

人材の育成

- (ア) 管理職、リーダー層をはじめとしたキャリアパス研修を計画的に実施する
- (イ) 専門性の高い人材を育成するため介護支援専門員 1 名、認知症実践者研修修了者 1 名の資格取得を目指す
- (ウ) 自己啓発制度を推進し個々のスキル向上とモチベーション向上に努める
- (エ) 新採用職員にはチューターを配置し、マニュアルを活用した意図的、計画的な指導を行う

コンプライアンスの徹底

- (ア) 職員に対する社会福祉関係法令、労働関連法令等適切な理解を促すため朝礼や法人メール等を利用し周知徹底に努める
- (イ) 虐待防止についての理解を深めるため、関係法令や指針、マニュアルについての研修を年 2 回行う

組織統治の確立

- (ア) 定時評議員会を 6 月に、年 4 回以上を原則とする理事会と内部監査の実施から法人経営の牽制機能を強化する
- (イ) 外部会計監査を継続して活用し、専門的知見からチェック体制を強化する

健全な財務規律の確立

- (ア) 経営会議において毎月、経営実績シートを作成し情報共有する
- (イ) 業務分担、職務権限に基づき適正な会計処理を行うため、日常、決算に関する研修会へ参加し理解を深める

(ウ) 管理者及び主任等職員の収支意識を醸成するため、年2回以上経営会議にて経営指標を共有する

II 法人会議計画

社会福祉法改正により、評議員会には法人の基本的事項の決定決議と理事会等の執行機関に対する牽制監督という役割を担い、理事会は全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなり、経営組織のガバナンスが強化された。

経営会議は経営状況を共有化し、事業運営の課題を抽出することにより、意見交換、分析、協議を通じて改善に反映させ、経営の適正化、健全化を図る。

① 年間事業計画表

月	予定日	予定事業	予定案件
6月	上旬	第1回理事会	計算書類の承認、契約案件
	下旬	定時評議員会	評議員会の日時、議題、案件 計算書類の承認
9月	下旬	第2回理事会	定例理事会 補正予算 情報交換
12月	下旬	第3回理事会	定例理事会 補正予算 情報交換
3月	下旬	第4回理事会	事業計画、予算、規程改正等

② 年間監査計画表

月	予定日	内部監査	外部監査
5月		定期監査 令和3年度決算、事業報告	決算監査
7月			内部統制的監査
8月		定期監査	
10月			内部統制的監査
12月		定期監査	
1月			内部統制的監査
3月		定期監査	

Ⅲ 職員研修計画

- ① 期待する職員像
 - ・福祉サービスに必要な倫理観のある人材
 - ・福祉の専門職として、技術や知識を習得した人材
- ② 研修の重点目標
 - ・キャリアに応じた知識、スキルの習得
 - ・自己啓発の援助により士気意欲を向上させる
 - ・職位、職責に応じた階層別研修を基本とする
- ③ 具体的研修計画
 - ・新任研修の実施、チューター制度を活用した教育
 - ・年に2回、上司とのカンファレンスを通じ、スーパービジョンを行う
 - ・新型コロナウイルス等の感染状況を踏まえつつ、専門講師、介護労働安定センター等を活用した集合研修の開催
 - ・自己啓発制度の周知、利用促進
 - ・動画研修の実施により知識、技術の定着化を図る
 - ・研修計画の実施状況を数値化し管理する
- ④ 年度研修計画

ア 階層別研修

等級	業務職	等級	監督・指導職	等級	管理職
2級	福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【中堅職員研修】	5級 4級	福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【管理職員研修】	6級	経営管理研修
1級	内定者研修 福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【初任者研修】	3級	福祉施設キャリアパス対応生涯研修課程 【チームリーダー研修】		

イ 年次研修計画

月	職場内	職場外
4月	全体会 倫理及び法令遵守 新任職員研修	
5月	緊急時の対応 食事に関する研修	人事考課研修
6月	認知症及び認知症ケア 医療的ケア職員研修	リスクマネジメント研修 虐待防止研修
7月	排泄に関する研修	キャリアパス生涯研修「管理職員編」

	感染症・食中毒の予防及びまん延予防	キャリアパス生涯研修「チームリーダー編」 認知症介護実践者研修
8月	事故発生又は再発防止	キャリアパス生涯研修「中堅職員編」 東北ブロック老人福祉施設研究会 雇用管理者講習
9月	身体的拘束等廃止の取り組み 褥瘡予防に関すること	介護職員等医療的ケア研修 感染症・食中毒予防研修 全国経営者協議会全国大会
10月	非常災害時の対応 事故発生又は再発防止	メンタルヘルス研修
11月	感染症・食中毒の予防及びまん延防止	キャリアパス生涯研修「初任者編」
12月	薬の基礎について 医療的ケア職員研修	中長期計画策定セミナー
1月	ターミナルケア	労務管理研修 中央ブロック高齢協研究会議
2月	身体的拘束等廃止の取り組み	会計実務者決算研修
3月	リスクマネジメント研修	社会福祉施設内定者研修

IV 法人委員会計画

① 中長期計画策定委員会

経営状況の把握、分析と評価を行い、事業継続を目指した実効性の高い中長期計画を策定していく。

(ア)「顧客の視点」における達成度を向上させる。利用者の生活環境及びその際に災害や感染症が流行した際の対応策を具体化させていく

(イ) 専門職の育成と採用を再検討し、人材確保に向けた計画を立てる

② 苦情解決委員会

福祉サービスの内容や生活環境等へ利用者からの意見や要望、提案に対し組織的に対応し、福祉サービスの質と利用者からの信頼を高める。

(ア) 運営適正化委員会等が開催する外部研修に参加し、迅速な対応力を養う

(イ) 意見箱及び利用者の声カードの利用方法を明確にし、相談、要望に関する手順を整備する

③ 衛生委員会

労働安全衛生法に基づき、職員の危険や健康障害を防止するとともに快適な職場環境づくりを図る。

- (ア) 職員の安全確保に努めるため労災発生「0」を目指す
 - (イ) 快適な職場環境数値の目安である、ストレスチェック結果指標 100 以下を目指す
 - (ウ) ハラスメント対策を実施し働きやすい職場を目指す
- ④ 感染症対策委員会
- 感染症予防、蔓延の防止、感染症発生時における対応策を検討し、利用者の安全確保を図る。
- (ア) 法人全職員が感染予防について、研修の実施に加え、訓練（シミュレーション）を継続する
 - (イ) 各事業所のサービス形態にあったBCP及びマニュアルを検討する
 - (ウ) 外部からの感染症の持ち込みを防ぎ、蔓延を防止する為、各サービス事業においてサービス利用時の手順を確立していく
- ⑤ 認知症ケア委員会
- 認知症ケアに対する知識習得のための企画、運営を行い、認知症利用者の尊厳の尊重とその人らしく生活ができるような活動支援、配慮を図る。
- (ア) 認知症の理解を深めるため、講師を招聘した研修会を年1回開催する
 - (イ) メディア等において認知症に関する情報や内容が良いと思われるものを、委員会や興味のある方へ共有する
- ⑥ 虐待防止委員会
- 利用者尊厳や基本的人権はもとより、全ての高齢者虐待が防げるよう指針やマニュアル、職員の知識や倫理観の向上を図る。
- (ア) 高齢者虐待防止について運営規程及びサービス契約書等に明記し、体制等を周知する
 - (イ) 「虐待防止委員会」にて指針やマニュアル等を再検証し周知する
 - (ウ) 高齢者虐待防止についての研修を行う。感染状況を鑑み、動画研修も取り入れていく
- ⑦ 広報委員会
- 広報誌、ホームページの企画、運用を行い、法人の情報発信を行う。
- (ア) 定期的に情報を発信するため、年4回発行する
 - (イ) 採用後のイメージに繋がるような法人の情報や利用促進になるようなサービス内容を充実する
 - (ウ) SNSを活用し、タイムリーな情報を発信する
- ⑧ 防災対策委員会
- 不測の事態が発生した場合の応急対策、復旧対策の基本に従い、総合的かつ計画的な体制を整備し、防災対策の強化を図る。
- (ア) 令和5年度中のBCP作成及び運用に向け、記載内容を具体的に検討する
 - (イ) 事業所の業務に沿ったマニュアル等の作成及び見直し等を行う

(ウ) 備蓄品の充実に努めることとし、年1回以上在庫の確認を行う。

⑨ 地域貢献委員会

地域における福祉ニーズを把握し、生活課題や福祉課題の解決、緩和となる取組みを企画、実践することにより地域福祉の向上を図る。

(ア) 交通弱者課題に対して、社会福祉法人としてドライブサロンを実施。コロナ禍であるが感染予防を行い事業継続する

(イ) ドライブサロンの運用地の拡大(検討)

(ウ) 社会的孤立等から不良な生活環境で暮らす住民に対し、アウトリーチの視点から支援を実施する。コロナ禍であるが感染予防を行い事業継続する

V 施設整備等計画

月	事業名	内容
4月	介護保険システムライセンス更新	5年ライセンス更新
	食器消毒保管庫更新	設置後15年以上が経過し、部品の供給が難しくなってきたため更新を図る
10月	軽自動車更新	納車予定
1月	消火器更新	期限切れとなる為、更新が必要

VI 設備、車両点検計画表

利用者が生活を安全に送っていただくため、法定点検のほか施設設備の保全を計画的に実施する。

月	設備保守点検	車両保守点検
4月	電気設備月次点検	
5月	ガラス清掃 温水ボイラー点検	ミライース (No.7764)
6月	電気設備年次・月次点検 浄化槽法定検査	タント (No.3257)
7月		
8月	電気設備月次点検	ハイエース (No.9303) キャラバン (No.1205)
9月	機械設備保守点検 (ボイラー、貯水槽、地下タンク、暖房設備) 消防設備機器点検 厨房設備清掃点検	ミライース (No.1577)
10月	電気設備月次点検	

11月		ローダー点検
12月	電気設備月次点検	
1月	温水ボイラー点検	
2月	電気設備月次点検	
3月	消防設備総合点検 温水循環ポンプ点検	マイクロバス (No.8860)

— 第3章 サービス部門の事業計画 —

I 特別養護老人ホームりんどう苑

1 基本方針

個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその方の立場に立ってサービスを提供するよう努める。また、施設は明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。

2 りんどう苑の目標

- 協調と融和により、利用者本位の苑を目指します
- 日々研鑽を積み、質の高い苑を目指します
- 地域社会に貢献し、愛される苑を目指します

3 利用者数見込み

長期利用者 20,534名 (1日平均 56.3名)

短期利用者 2,810名 (1日平均 7.7名)

4 職員体制

施設長	事務員	生活相談員	介護支援専門員	看護職員
1	2	1	1	6 (1)
介護職員	管理栄養士	機能訓練指導員	歯科衛生士	用務員
23	1	3	1 (1)	7 (7)

() はうち非常勤職員

5 サービス

① 介護職員

- (ア) 敬う気持ちを忘れずに、常に敬語で接するよう意識し、職員間でも指摘し合う
- (イ) 認知症に関する研修へ参加し、最新の知識や技術を日々のケアに取り入れる
- (ウ) 利用者が抱えるリスクを理解し、一人ひとり人らしく生活できるよう支援する

② 看護職員

- (ア) 利用者の健康管理及び健康診断を実施する
- (イ) 感染対策委員会と協働のもと新型コロナ対策をはじめ各感染症予防に努め、拡大防止に努める
- (ウ) 最新情報を得ながら、必要に応じて各マニュアルの見直しを行い、さらに研修会を行うことによりマニュアルの理解を目指す
- (エ) 状態変化等必要時家族に状態報告を実施し、信頼関係を築き安心して施設生活を送れる
- (オ) 記録の充実に努め、各部署との情報共有を図る
- (カ) 利用者や家族、職員がこの施設で生活できて良かったと思える看取りケアを行う

③ 機能訓練指導員

- (ア) 日常生活動作維持としてセルフケア、移動・移乗動作、コミュニケーション等利用者のADLに合わせた適正な機能訓練を行う
- (イ) 利用者の嗜好やニーズに合った趣味活動・軽作業訓練が出来る様支援し、共に活動する
- (ウ) 週4時間以上で機能訓練活動を実施し、記録する

④ 介護支援専門員

- (ア) 科学的介護への取り組みの継続と、LIFEフィードバックを活用したケアプラン計画を作成、実施しPDCAサイクルを継続することにより利用者に必要なケアを継続できる
- (イ) 記録の重要性を再認識し、他職種、専門職間で情報を共有することにより、適切なケアプランを作成、計画する
- (ウ) 日々、変化するケアは24Hシートの変更などで対応し、職員が確認、対応できる体制を継続できる

⑤ 生活相談員

- (ア) オンライン面会の利用も進め、遠方の利用者家族などへ働きかけることで、一日当たり3.5名以上の面会人数を目指し、年に3回程度の定期的な連絡を行う
- (イ) 家族会と協同しながら、家族が参加できる行事を年4回以上開催する
- (ウ) 意見箱を活用し、利用者の要望、相談をケアに反映しやすい環境を作る
- (エ) 利用者の生活歴を理解し、地域との交流やボランティアを通して地域参画を支援する

⑥ 管理栄養士

- (ア) 利用者個人の摂食嚥下機能に応じた食事を提供し、低栄養のリスクが「高い」者を減らす
- (イ) 「日本摂食嚥下リハビリテーション学会嚥下調整食分類 2021」と食事形態の相違を無くす

(ウ) 毎月の「いわて食財の日」を継続し、季節風土に即した食事を提供する。

6 年間予定

	内容	備考
4月	誕生会（毎月） ミニバスハイク	
5月	母の日 小中学校運動会見学 バスハイク	田山小学校、安代中学校
6月	家族交流会 父の日 ミニバスハイク	家族との交流
7月	夕涼み会 八幡神社祭典見学 七夕	
8月	夏祭り 盆供養 バスハイク	地域、家族との交流
9月	敬老会 彼岸供養	地域、家族との交流
10月	文化祭見学 ハロウィン	
11月	家族合同夕食会	家族との交流
12月	クリスマス忘年会	
1月	初笑い 鏡開き みずき団子づくり	
2月	節分 バレンタイン	
3月	彼岸供養 ひな祭り ホワイトデー	

7 委員会

① 入退所判定委員会

指針に従い入所決定過程の透明性、公平性を確保し、必要性が高い場合において円滑な入所を図る。

(ア) 第三者委員及び行政機関関係者を含めた委員会を定期開催（年4回）する事で、運営の透明性を図る

(イ) 切迫性や緊急性の高い事案に対しては、委員会を招集しニーズに応じていく

(ウ) 入所決定から契約入所まで迅速に行い、ニーズに応じていく

② サービス向上委員会

介護サービスの質の評価、改善課題を把握し対応策を講ずることにより利用者の満足度向上を図る。

(ア) 福祉サービス第三者評価を元にした評価基準を活用し、自己評価を実施し基準充足率のアップと課題を改善することによりサービスの質の向上を図る

(イ) システム等の利用により、業務の円滑化や負担が軽減でき、ケアの向上ができる体制を整える

③ 身体拘束適正化委員会

施設内での身体拘束適正化に向けて現状把握及び改善と実施せざるを得ない場合の検討及び手続と解除について検討し利用者の尊厳の保持を図る。

(ア) 身体拘束のリスクや影響を意識する為、研修会を年2回開催する

(イ) 定例会を年6回（偶数月の隔月）開催し身体拘束ゼロを実現、継続する

④ リスクマネジメント委員会

介護事故を報告のみに留めず、各入所者のアセスメント、業務改善、マニュアルの改定に役立てていく。

(ア) 24Hシートを活用し、個別的なリスクマネジメントを行う

(イ) 事故報告のうち、過失と伺える事故（擦過傷等）の発生ゼロを目指す

(ウ) 事業所内研修を年2回行い、認知症利用者の言動等に関わるリスクへの対応力向上を目指す

⑤ 行事クラブ委員会

利用者の生活に楽しみを提供する為のプログラムの企画、運営を行い身体機能維持、コミュニケーションの活性化等を図る。

(ア) 毎日、楽しみを持って生活して頂けるように、レクリエーションやクラブ活動、機能訓練等を行う

(イ) 地域行事の鑑賞など、家族との交流を図る

(ウ) 利用者の身体状況に合わせて無理のない程度に参加できる催しを企画する。また、利用者の嗜好に合わせたもの、映画鑑賞などとする

⑥ 食事サービス委員会

利用者が毎日の食事を楽しくかつ安全に摂取することができるよう、食事サービスを行う職員すべてが自覚と責任を持ち行動できる力を身に着ける。

(ア) 食事サービス提供に係る研修を行う

⑦ 排泄検討委員会

利用者の心身の状況や意向を踏まえ衛生面、安全面に配慮し、利用者一人ひとりに合わせた排泄ケアを提供出来るように努める。

(ア) 毎月定例会を行い利用者一人ひとりに合わせた排泄ケア、入浴方法の検討を行う

(イ) 介護職員、看護職員との情報共有

(ウ) 衛生面、安全面に配慮したケアが出来るよう年1回の研修を行う

⑧ 褥瘡対策委員会

褥瘡は複合的な要因で発症するもので、出来た傷だけを見るだけではなく、全身状態・生活環境等、利用者一人ひとりの状態を見て、予防に努め、適切な日常ケアを行う。

(ア) 毎月定例会を開催し、褥瘡保持者・ハイリスク者の情報共有を行い、状態把握したうえで対応策を検討する。また、確実な実施に向けて申し送り等、職員間で連携を高められるよう働きかける

(イ) 褥瘡について全職員で知識を高めるため、年に1回以上は研修を行う

⑨ 口腔内のたんの吸引等安全対策委員会

事故防止の検討、意見調整を行い、介護職員が口腔内のたんの吸引を安全に行うことを図る。

(ア) 安全委員会を定期的（隔月、不測の事態が生じた場合は随時）に開催し、医療的ケアの安全を推進する

(イ) 医療的ケア業務従事認定者への定期的な研修会を実施し、医療的ケア技術の向上を推進する

(ウ) 医療的ケア業務従事認定者の取得者（追加行為）は2名を予定

8 会議計画

① 給食会議

法人と給食委託業者との協力・連携体制を強化するとともに、利用者の生活の質向上をねらいとした安全で美味しい食事の提供を行うため協議する。

(ア) 開催時期・・・毎月第3月曜日（行事の予定等により変更あり）

(イ) 構成員・・・施設長、デイ生活相談員、給食委託業者、管理栄養士

② 介護主任会議

良質な介護サービスを目指し、安全と安心に配慮した各種リスクマネジメント、職員への指導方法を話し合い、統一した方向性を確認する。

(ア) 開催時期・・・月1回

(イ) 構成員・・・主任、副主任介護士

③ 介護職員会議

介護職員の意見や意欲、改善案を汲み取り、おもいやりある介護、サービス向上への建設的な会議の場を設け統一した方向性を確認する。

(ア) 開催時期・・・月1回

(イ) 構成員・・・介護職員

II りんどう苑デイサービスセンター

1 基本方針

住み馴れた地域で生活を継続していけるよう、日常生活の活性化、自立的生活の助長、心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消、家族の介護負担の軽減や介護方法の助言、専門職による身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練の充実を図り、独居等の高齢者には、介護予防や日常生活上の支援を行い、要介護状態への進行を防止し、在宅での自立した生活の維持向上を図る事を目的に支援する。

2 重点目標

- (ア) 稼働率 62%。平均利用者数 20 名
- (イ) 個別機能訓練の充実とより効果的な身体機能の維持向上を図る共に加算取得 80%
- (ウ) A D L 維持等加算の取得
- (エ) B C P 作成
- (オ) 感染症対策
- (カ) 事業所独自の保険外事業の検討（洗濯等）
- (キ) 介護技術の向上を図るために職員全員の研修
- (ク) マニュアルの整備

3 利用者数見込み

通所介護利用者 4,274 名

介護予防・日常生活支援総合事業利用者 435 名

4 職員体制

管理者	看護職員	生活相談員	介護職員	機能訓練指導員	運転手兼介助員
1	4 (1)	1	3 (1)	1	1 (1)

() はうち非常勤職員

5 各種会議計画

① りんどう苑デイサービスセンター職員会議

業務内容、行事、利用者に対するサービス提供、解決すべき事項を協議し、りんどう苑デイサービスのあり方に対する共通認識・意識統一・協力体制の強化を図る。

開催時期・・・月 1 回

② ケアカンファレンス（デイサービス内）

よりよいサービス提供のために職員同士が、情報の共有や共通理解を図り、問題の解決を図る。

開催時期・・・適時開催

6 年間行事予定

月	内容
4月	ミニバスハイク
5月	ミニバスハイク（花見）
6月	誕生会（4月、5月、6月）、七夕装飾、ミニバスハイク
7月	サクラランボ狩り、おやつ作り
8月	夏祭り上映会、ミニバスハイク
9月	茶話会、ミニバスハイク（7月、8月、9月）
10月	味噌付けたんぼ作り、共同作品作り、紅葉見学
11月	運動会、手工芸
12月	手工芸、クリスマス会 誕生会（10月、11月、12月）
1月	書初め、餅つき会、どっぴき
2月	春の装飾作り
3月	誕生会（1月、2月、3月）、茶話会

Ⅲ 安代会居宅介護支援事業所

1 基本方針

利用者が住み慣れた地域で家族、地域住民と共に自分らしい生活を送ることができるよう、総合的且つ効率的なサービス提供に努める。

2 重点目標

(ア) 利用者が長く自宅で生活することができるよう、「できること」「やりたいこと」に着眼した情報収集、アセスメントを実践する。また、そのことを言語化する力を高め、具体的目標等を利用者、家族、地域、サービス事業所等と共有する力を養う

(イ) 病院、医療系施設サービスとの連携を速やか且つ細やかに行い、スムーズに在宅復帰ができるよう支援する

3 計画作成数見込み

居宅介護サービス計画作成数 年間 876 件

介護予防サービス計画作成数 年間 360 件

4 職員体制

管理者 兼主任介護支援専門員	介護支援専門員
1	3

5 会議計画

① 居宅介護支援事業所サービス提供会議

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とする。

- ・開催時期・・・おおむね週1回、毎週水曜日午前中開催を原則とする。
- ・担当者・・・管理者
- ・構成員・・・居宅介護支援事業所職員(検討内容によっては八幡平市地域包括支援センター職員も含む)

② 地域ケア会議への参加

自立支援に資するケアマネジメントの支援や支援困難事例等に関する相談・助言を得て、自立支援に資するケアマネジメントとサービス提供の最適な手法を習得することを目的とする。また、顕在的、潜在的な地域ニーズや地域課題が発見する場でもあるので、その点も参加目的の一つである。

IV ふれあいセンター安代デイサービスセンター

1 基本方針

利用者の望む在宅生活が継続でき、個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように、意欲の向上を図りながら適切なサービスを提供し、心身ともに健康で安定した生活が出来るように支援する。

2 重点目標

- (ア) 利用者、家族、各機関との連携を図りより良いサービスに発展させていく
- (イ) 笑顔で優しく節度ある態度、言葉使いで利用者、関係者に接する
- (ウ) 利用者を楽しんでいただけるようなレク活動のメニューを提供する
- (エ) 利用者、職員の健康管理と感染対策
- (オ) 過失による介護事故発生をゼロにする
- (カ) 稼働率60%、平均利用18名
- (キ) 職員間で意見や相談しやすい信頼関係を構築する
- (ク) マニュアル作成
- (ケ) BCPの作成

3 利用者数見込み

通所介護利用者 3,260名

介護予防・日常生活支援総合事業利用者 1,258名

4 職員体制

管理者	看護職員	生活相談員	介護職員	機能訓練指導員	調理師
1	2 (1)	1	5	2 (1)	1

() はうち非常勤職員

5 会議計画

① ふれあいセンター安代デイサービスセンター職員会議

ふれあいセンター安代デイサービスセンターの業務内容、行事、利用者に対するサービス提供、解決すべき事項を協議し、ふれあいセンター安代デイサービスセンターのあり方に対する共通認識・意識統一・協力体制の強化を図る。

開催時期・・・月1回

6 年間行事予定

月	内 容
4月	すき焼きゲーム、輪投げ
5月	玉入れ、ペットボトルバッティング、屋外リフレッシュ
6月	誕生会、長さ比べ、輪投げ大会、点取りルーレット
7月	室内装飾（夏）、屋外リフレッシュ、大金持ちゲーム
8月	マジックナイン、双六ゲーム、新聞紙キャッチ
9月	室内装飾（秋）、誕生会、果物落としゲーム
10月	ペタボード大会、お魚釣りゲーム、避難訓練
11月	茶話会、スカットボール大会、牛乳パック積みゲーム
12月	クリスマス会・誕生会、ペットボトルバッティング
1月	運試しタオルかけ、ボウリング大会
2月	節分鬼退治、ローラー大作戦、どっぴき
3月	たっぷりキック、玉入れ、誕生会

V ふれあいセンター安代訪問介護事業所

1 基本方針

利用者が安心して在宅生活が送れるよう必要な支援を行う。

2 重点目標

- (ア) 技術向上研修を行い技術・サービスの質の向上
- (イ) 在宅での生活維持を目指し、ニーズに沿ったサービスの提供
- (ウ) 利用者、関係機関との連携を図る
- (エ) 正しい接遇で利用者、家族との信頼関係を保つ
- (オ) 感染症対策

3 職員体制

管理者 兼サービス提供責任者	介護職員
1	2

VI グループホームやがみ

1 基本方針

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の援助や心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を送っていただくことと、利用者が有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

2 重点目標

- (ア) 一人ひとりが、その人らしく生活が送れる環境を整え、希望・意向を叶えられるように支援する
- (イ) 現状をみながら交流スペースの利用を活かし地域交流を継続
- (ウ) 家族と生活情報を共有し信頼関係を図る

3 利用者見込み数

利用者数 3,235名（1日平均 8.9名）

4 職員体制

管理者 兼計画作成担当者	介護職員
1	6

5 各種会議

① 運営推進会議

認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を図るため、事業の実施状況、評価、助言等運営について協議することを目的とする。

(ア) 開催時期・・・2ヶ月に1回(奇数月)

(イ) 担当者・・・介護支援専門員

(ウ) 構成員・・・利用者の代表者、家族の代表者、地域住民の代表者、八幡平市職員、理事長が認めた者

② グループホームやがみ職員会議

業務の見直しや利用者のカンファレンス・またサービス提供に関わる情報の共有を行い業務の統一化、質の向上を目指す。

(ア) 開催時期・・・月1回

(イ) 担当者・・・管理者

(ウ) 構成員・・・全職員

6 年間行事計画

月	内容
4月	開所記念昼食会 誕生会
5月	ミニハイク
6月	誕生会
7月	ミニハイク 夜間避難訓練
8月	りんどう苑夏祭り(納涼祭) 風水害避難訓練 誕生会
9月	バスハイク 敬老会
10月	ミニハイク 誕生会
11月	ミニハイク 感謝祭
12月	クリスマス会・忘年会 誕生会
1月	書き初め みずき団子飾り作り
2月	節分豆まき バレンタイン行事
3月	雛祭り ホワイトデイ行事

— 第 4 章 受託部門の事業計画 —

I りんどう苑在宅介護支援センター

1 基本方針

地域の相談窓口として体制を整えると共に、アウトリーチを行っていく。

2 重点目標

- (ア) 在支地域巡回：地域に出向き、発生している課題に対して相談支援を行う。また、相談窓口の周知を行う(月末月 1 回、田山地区と荒沢地区を交互に巡回)
- (イ) 認知症カフェ：認知症になっても住み慣れた場所で暮らし続けることができる地域づくりを行う(月 1 回最終木曜日、田山地区と荒沢地区にて交互に開催)。開催は感染症予防に対応した形で実施する
- (ウ) 介護予防及び家族介護支援：転倒予防教室、介護教室、介護者交流会のいずれかを開催する。開催方法や開催時期にあっては感染症予防に対応した形で実施する

II ふれあいセンター安代高齢者生活支援ハウス

1 基本方針

居宅において独立して生活することに不安を感じている高齢者に対して、一定期間の居住の提供を行い、安心して生活していただけるよう支援する。

2 重点目標

- (ア) 生活相談を行い、楽しく安心できる住まいを提供する
- (イ) 安全に過ごして頂けるよう設備の管理及び環境整備を整える
- (ウ) 健康に暮らすことが出来るように健康管理を行う